

(保育課関係)

(保育課関係)

1 待機児童解消に向けた取組について

(1) 待機児童ゼロ作戦の推進について

待機児童解消のため待機児童ゼロ作戦を推進しており、平成17年4月の待機児童数は2年連続で減少し約2万3千人となったものの都市部を中心に根強い保育需要が存在している。

このため、「子ども・子育て応援プラン」において、待機児童50人以上の市町村を中心に、平成19年度までを目途に、集中的に受け入れ児童数を拡大し待機児童の解消を図ることとしており、各地方公共団体においては、それぞれの地域における保育ニーズを的確に把握し、保育所の計画的な整備など、保育サービス提供体制の確保に努められたい。

特に、待機児童が50人以上で、児童福祉法に基づき保育の実施の事業等の供給体制の確保に関する計画を策定することが義務づけられている市区町村(特定市区町村)においては、次世代育成支援対策施設整備交付金(ハード交付金)等の関係施策の適切かつ具体的な計画を策定するなど、地域住民のニーズに応えることができるよう積極的な取組をお願いしたい。

(2) 児童福祉法に基づく保育計画について

児童福祉法に基づく保育計画の策定については、平成17年4月1日に新たに特定市区町村及び特定都道府県となった市区町村及び都道府県は、今年度中に保育計画を策定しなければならないこととされている。当該市区町村及び都道府県においては、現在、保育計画策定の最終段階であると考えるが、引き続き次の点にご留意をお願いする。

- ①特定市区町村においては、市区町村保育計画を定め、これを公表するとともに、都道府県知事に提出すること。
- ②特定都道府県においては、都道府県保育計画を定め、これを公表するとともに、厚生労働大臣に提出すること。

なお、保育計画を策定した市区町村・都道府県においては、児童福祉法に基づき、少なくとも1回は当該計画に定められた事業の実施状況を公表されたい。

また、特定都道府県においては、昨年策定した都道府県保育計画の内容の検討を行い更なる推進を図るとともに、特定市区町村に対し必要な助言を行うなど、策定に当たっての援助に努められたい。

(3) 保育所入所待機児童数調査等の実施について

待機児童ゼロ作戦の進捗状況や認可外保育施設の状況を把握するため、毎年度「保育所入所待機児童数調査」及び「地方公共団体における単独保育施策の利用乳幼児数調査（地方単独保育施策調査）」並びに「認可外保育施設の現況調査」を依頼しているところであるが、待機児童解消への計画的な取組みを推進するための基礎データとしてその状況を継続的に把握することが必要であることから、平成18年度においても、各調査の提出に対して引き続きご協力をお願いしたい。

2 保育対策等促進事業について

(1) 家庭的保育事業の新たな仕組みについて

従来の仕組み「個人実施型」に加え、保育所が自ら保育ママを雇用して実施する「保育所実施型」を創設するとともに、保育ママが看護師等の資格を有する場合に軽度の発熱等病気の回復期にある児童を預かる「病後児保育モデル事業」を実施する。これに伴い、要件緩和等を併せて行うこととしており、次のとおり実施を検討しているところ。

| | 個人実施型 | 保育所実施型 |
|-------|---|---|
| 通常の保育 | <ul style="list-style-type: none"> 待機児童が存在する市町村で実施 0歳児保育を実施している市町村において実施 自宅又は賃貸スペースでの実施も可 | <ul style="list-style-type: none"> 待機児童の有無に関わらず実施可 0歳児保育を実施していない市町村においても実施可 自宅又は賃貸スペースでの実施も可 |
| 病後児保育 | <ul style="list-style-type: none"> 待機児童の有無に関わらず実施可 0歳児保育を実施していない市町村においても実施可 自宅又は賃貸スペースでの実施も可 連携保育所通所児童を対象 乳幼児健康支援一時預かり事業と同様に、嘱託医等との連携を確保することを要件とする | <ul style="list-style-type: none"> 待機児童の有無に関わらず実施可 0歳児保育を実施していない市町村においても実施可 自宅又は賃貸スペースでの実施も可 保育所実施型の保育所に通所する児童を対象 乳幼児健康支援一時預かり事業と同様に、嘱託医等との連携を確保することを要件とする |

※共通の要件緩和として、「保育所増設等の計画を策定していること（市町村の要件）」は削除

(2) 国庫補助基準額の見直しについて

平成17年度より、地方公共団体の自由度を高める観点から、保育対策等促進事業費の補助金について、事業の大括り化等を行ったところであるが、国庫補助基準額については昨今のご要望を踏まえ、例えば一時・特定、休日保育については、実態を踏まえ、利用児童数に応じた加算単価を設定するなどの見直しを検討しているところであり、詳細については追ってご連絡する。

3 三位一体改革等について

(1) 税源移譲対象事業（延長保育公立加算分）について

①次世代育成支援対策交付金の対象事業である延長保育促進事業加算分（公立保育所分）については、地方六団体の提案を受け、20億円を税源移譲することとしたところである。

なお、延長保育促進事業の私立保育所分（基本分・加算分）については、引き続き次世代育成支援対策交付金（ソフト交付金）の中で対応していくこととしているので、管内市町村への周知方お願いしたい。

②税源移譲に当たっては、適切な財源措置が講じられるよう地方財政当局に要請しているところであり、これまでのところ事業に係る費用を

ア 「所得譲与税」として税源移譲するとともに、

イ その全額を地方財政計画に計上し、地方交付税の基準財政需要額にも算入すること

により、その運営に支障を来すことのないよう、万全の措置を講じると聞いている。

(2) 次世代育成支援対策施設整備交付金について

保育所等の施設整備については、平成17年度から次世代育成支援対策施設整備交付金（ハード交付金）により交付を行っているが、今般の三位一体改革により、公立保育所を一般財源化したところであり、平成18年度からは、民間保育所の施設整備のみが対象となる。

平成17年度の交付金の執行に当たっては、要望が予算額を大幅に上回ったため、各市町村の整備計画を十分に支援することができなかったが、平成17年度の補正予算では、アスベスト対策、耐震化対策に資する経費を社会福祉施設等施設整備費国庫補助金に計上し、追加の要望等を含めて対応をしているところである。